

重 要

兵庫県薬発F第6号
令和3年4月22日

保険薬局開設者各位

一般社団法人兵庫県薬剤師会

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・
医療提供体制確保支援補助金（国直接執行補助金）について

平素は本会会務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記補助金申請について案内がありましたのでお知らせいたします。
本補助金は国の直接補助事業であるため、補助の申請、問合せは下記 厚生労働省へお願いいたします。

記

- 1 補助対象及び補助基準額
薬局 20万円
- 2 対象経費 令和3年4月1日から令和3年9月30日までに要した経費
感染防止対策や医療提供体制確保等に要する費用が幅広く対象となります。
例：消耗品費、衛生材料や消毒薬、光熱水費、各種備品の購入費、保険料など。
詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
- 3 申請締切 令和3年9月30日（郵送で提出/当日消印有効）
（郵送先）住所：〒119-0397 銀座郵便局留
宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・
医療提供体制確保支援補助金担当 宛
- 4 問合せ先 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
0120-336-933（平日9:30～18:00）
- 5 その他の事項
令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止支援事業」（上限70万円）の補助を受けた薬局であっても本事業の対象となります。
ただし、令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（国直接執行補助金 上限20万円）と同趣旨で実施されるもので、この補助（上限20万円）を受けた薬局は対象外となります。

※詳細および申請書様式は厚生労働省HPよりご確認ください。

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 医療 ＞ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

※兵庫県薬剤師会HPからもダウンロード出来ます。

（会員ページ → 中央上から3番目「新型コロナウイルス感染症関連」）